

測量業務共通仕様書 新旧対照表

改訂後	現行
<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>目次 [略]</p> <p>第1条 [略]</p> <p>第2条 作業実施 測量業務等は、福井県の定める「<u>福井県土地改良事業測量作業規程</u>」(以下「規程」という。)および「<u>福井県公共測量作業規程</u>」により実施するものとする。</p> <p>第3条 用語の定義 略 (1) ～(26) 略 <u>(27) 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第2条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u> (28) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、受注者が理解して承認することをいう。 (29) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。 <u>(30) 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>目次 [略]</p> <p>第1条 [略]</p> <p>第2条 作業実施 測量業務等は、福井県の定める「<u>福井県公共測量作業規程</u>」(以下「規程」という。)および「<u>農林水産省農村振興局測量作業規程</u>」により実施するものとする。</p> <p>第3条 用語の定義 略 (1) ～(26) 略 <u>【新設】</u> (27) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、受注者が理解して承認することをいう。 (28) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。 <u>【新設】</u></p>

(31) 「情報共有システム」とは、監督職員および受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成および提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

(32) 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものをも有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。

(33) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面および関連する資料をいう。

(34) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務等の完了を確認することをいう。

(35) 「打合せ」とは、測量業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針および条件等の疑義を正すことをいう。

(36) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(37) 「協力者」とは、受注者が測量業務等の遂行に当たって、再契約する者をいう。

(38) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人、若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

【新設】

(29) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

(30) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面および関連する資料をいう。

(31) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務等の完了を確認することをいう。

(32) 「打合せ」とは、測量業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針および条件等の疑義を正すことをいう。

(33) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(34) 「協力者」とは、受注者が測量業務等の遂行に当たって、再契約する者をいう。

(35) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人、若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

第4条 ～ 第7条 [略]

第8条 担当技術者

受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。ただし、受注者が測量業務共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。

2 測量業務における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない

第9条 ～ 第25条 [略]

第26条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 略

(2) 契約書第38条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合

(3) 略

第27条 ～ 第39条 [略]

第4条 ～ 第7条 [略]

第8条 担当技術者

受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。ただし、受注者が測量業務共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。

2 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない

第9条 ～ 第25条 [略]

第26条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 略

(2) 契約書第38条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合

(3) 略

第27条 ～ 第39条 [略]